

島労発雇均 0901 第 1 号
令和 8 年 9 月 1 日

各 団体代表者 様

島根労働局長
(公印省略)

「年次有給休暇取得促進期間」(10 月)における御協力の依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇は、正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、法律の要件を満たしているすべての労働者に付与されるものであり、その取得率につきましては、「令和 7 年就労条件総合調査」の結果(令和 7 年 12 月 19 日公表)によると、令和 6 年に 66.9%と、前年(65.3%)より 1.6 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である 70%とは乖離があります。

このため、厚生労働省では、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行うこととしました。

具体的には、すべての労働者の年次有給休暇の取得促進に向けて、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度^(※1)や労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度^(※2)の活用を含め、年次有給休暇の積極的な取得により働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌やホームページへの掲載等により、貴団体傘下の企業等への周知に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本リーフレットは、以下のサイトに掲載しておりますので、併せて御活用ください。貴団体の広報誌及びホームページ等に掲載された場合は、下記連絡先に御一報いただきたくよろしくお願いいたします。

併せて、年休取得促進に取り組まれる中小企業事業主様を支援する「働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)」「働き方・休み方改善コンサルタント」の資料もお送りいたしますので、傘下の企業の皆様に広く御活用いただけるよう、これらの周知方につきましても御協力いただきたくお願いいたします。

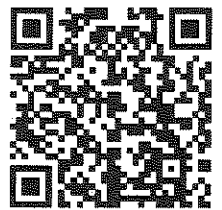
○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/download.html>

(※1)年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

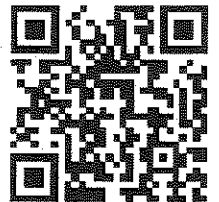
(分単位など時間未満の単位での取得は認められません。)



○シフト制労働者について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html

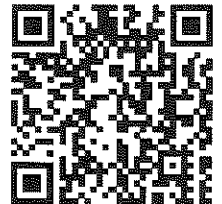
(※)シフト制労働者に係る年次有給休暇について、その円滑な取得を図ること等を目的として、令和8年6月に留意事項が改正されています。詳しくはこちらをご確認ください。



○働き方改革推進支援助成金

(労働時間短縮・年休促進支援コースについて)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692>



連絡先 島根労働局 雇用環境・均等室

担当：津森、安部、森山、梶谷

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

電話 0852-31-1161